

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 食品表示基準次長通知の改正について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第10講 追補
: 表示責任者&製造所所在地について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 文字の大きさについて【その2】

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「食品表示基準について(いわゆる「表示基準次長通知」)」が2024年2月6日に改正され、主に既存添加物と一般飲食物リストの名称等が修正されています。

＜32次改正＞(令和6年2月6日消食表第752号)

※なお、続いて2024年3月1日に改正され、指定添加物の簡略名が追加されています。

指定添加物に「ポリビニルアルコール」が追加されたことから、添加物の「簡略名又は類別名一覧表」に「ポリビニルアルコール」の簡略名「PVA」が追加された旨の改正です。

改正箇所の概要

■＜表示基準次長通知 改正 令和6年2月6日＞

今般、「食品、添加物等の規格基準」が一部改正され、同告示第2 添加物に定める D 成分規格・保存基準各条において、新たに設定された添加物や既存の添加物の名称が変更等されたことから、

「食品表示基準について」(消費者庁次長通知)のうち、
別添 添加物2-1の「既存添加物名簿収載品目リスト」と、
別添 添加物2-3の「一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用される品目リスト」、
別添 アレルゲンを含む食品に関する表示の別表2の「特定原材料等由来の添加物についての表示例」
の三つが変更されています。

消費者庁HPの食品表示法等(法令及び一元化情報)の情報から作成

※続きはPage 1-2(会員)で記載しています。

《第1編 加工食品》

第10講 表示責任者 & 製造所所在地 【追補】

■表示責任者

表示責任者は食品表示法第2条第3項第1号に定義された食品関連事業者のうちで、表示に責任を有する者です。表示責任者の氏名又は名称及び住所の表示は、消費者等が当該商品に対する問合せ等を行うために必要な表示であり、問合せ等に応答できる者の氏名又は名称及び住所であれば、法人の場合、必ずしも法人登記されている名称又は住所である必要はないとされています。

従って、**実質的に応答できる者**の氏名又は名称とその住所であればよく、法人登録をしている名称等ではなくても差し支えありません。

■製造所所在地

一方、製造所所在地は一般消費者にどこで誰が製造等を行ったかを情報提供し、また、健康被害が発生した場合に速やかに事業者や関係行政が原因の特定や健康被害の拡大防止を行う上で重要な情報となります。そのため、製造所又は加工所（輸入品にあっては、輸入業者の営業所、乳にあっては、乳処理場（特別牛乳にあっては、特別牛乳搾取処理場））の所在地の表示は、住居表示に関する法律に基づく**住居表示に従って住居番号まで**正確に表示します。

ただし、指定都市や県庁の所在する市においては当該道府県名を省略できます。また、同一都道府県内に、同一町村名がない場合に限り、郡名を省略できます。

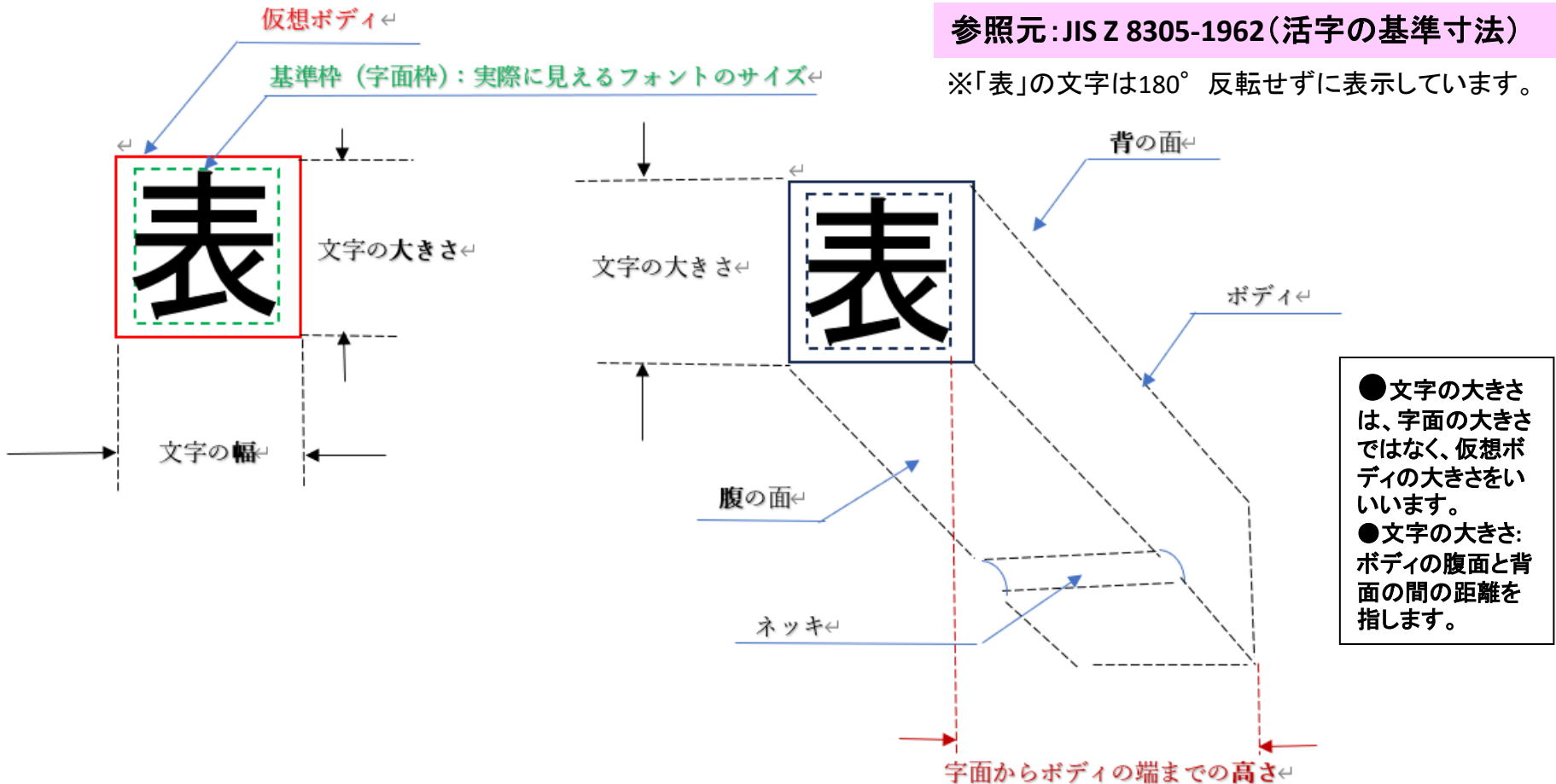
牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のうち紙のふたで密栓した容器包装に入れられたものであって、その販売範囲が限定され、当該都道府県外に販売されない場合の当該紙のふたの表示においても都道府県名を省略できるとされています。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

食品表示基準において、「表示に用いる文字は、**日本産業規格Z8305(1962)（「JISZ8305」）**に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とする。」と記載されています。

参照元：JIS Z 8305-1962(活字の基準寸法)

※「表」の文字は180° 反転せずに表示しています。



●文字の大きさは、字面の大きさではなく、仮想ボディの大きさをいいます。
●文字の大きさ：ボディの腹面と背面の間の距離を指します。

※ 続きはPage 3-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2024年(令和6年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2024年 2月号】

・・・自分の秘密を話せば相手の秘密を聞く権利があると勘違いしてはいないか。・・・君が私を信用するのであれば、それは私が誠実で慎重深いと思うからであって、私が君に自分のことを打ち明けたからではない。・・・そんなわけで、一般に秘密の話というのは誠実さとそれに相応する考えを必要とすることを覚えておくのだ。
(エピクテトス「人生談義 自分のことを軽々しく話す人びとに対して」(國方訳)もりをゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。